



で、今後におきましては、私ども、さ  
らに基金の増額について、あらゆる努  
力を払いたいと考えております。  
○内田委員 その点については、わ  
れわれも今後大いに政府を鞭撻して、一  
そうの資金の充実を行われんことを期  
待いたしております。

次に、私は、今度の公庫の設立に関しまして、一番政府にお考え願いたいことは、今度の信用保険公庫というものは、いわば三階建の建物の三階であります。保険公庫そのものが、中小企業者に金を貸し出すのではないのであります。つまりして、いかに保険公庫や保険制度を整備いたしましても、そのことだけによりまして、中小企業者に対する金融の円滑が期せられるものではないわけであります。従つて、これは、このことと並びまして、中小企業に対する貸付資金の充実ということを、一般的の民間金融機関の面におきましても、また中小企業金融公庫、商工中金、国民金融公庫などの政府関係金融機関の面におきましても、充実をしなければ、この制度の運営は完璧を期せられないということを政府は銘記して、今後対策の遺憾なきを期していただきたいのです。そこで、かりに今度保険公庫を設立いたしまして、保険料率を引き下げるということにいたしますと、その効果は、中小企業者にどういう影響を及ぼすのか。それによつて、中小企業者は一体どんな程度に金を借りやすくなるのか。政府は、この公庫の設立によつて、一番何をねらわれておるのかといふことを、御説明願いたいと思います。

では、十億程度の貸付をいたしておられます。が、今回三十三年度におきましては、さらに二十億ということにいたしましたと、現在大体保証協会の保証額が九百五十億程度になつておりますので、それが少くとも来年度におきましては、千三百億程度までふえるのじやないかというふうに、私の方は考えておるわけでございまして、そういう点からいたしまして相当の保証額がふえていく。すなわち、中小企業者の方が、金融機関の方から金がそれだけ借りやすくなるということになつてくるのじやないかということが一つござります。

それから、もう一つ大きな問題としましては、今回の措置によりまして、包括保険制度というものを、拡充したといふうに考えております。従来は、保証保険とか――その保証保険の中にも普通保証保険あるいは包括保証保険、小口保証保険というようなものもありますし、また融資保険というのもありますけれども、その融資保険につきましては、金融制度調査会においてもとしましては、融資保険をだんだんやめていく。そのかわりに包括保証保険の方を相当拡充していくというふうにいたしますと、包括保証といふのは、御承知の通り、逆算額といふうを全然許さないというようなやり方にしましても、保証協会に対しまして非常に信頼する。政府の方で全面的

に保険をつけておるわけではありますから。従つて、金融機関の方でも相当信  
用するということになりますと、金利も下るし、同時に、保証額も非常に多くなる  
中小企業の方からいいますと、非常に金融機関の方から金を借りやすくなる  
というような結果になつてくるのじゃ  
え  
るといふことになりますと、非常に  
金融機関の方から金を借りやすくなる  
というような結果になつてくるのじゃ  
ないだろかといふうに考えておる  
わけでございます。なお、保険の基金  
をふやしました結果、そのために、保  
険料率も相当下つて参りますので、そ  
ういう点からいましても、中小企業  
者にとっては、非常に大きな効果があ  
るのじゃないかといふうに考えてお  
るわけでござります。

階建であるところの中小企業金融機関と中小企業者との関係は、ほとんど改善されないというところに問題があると思います。従つて、ここで政府が八十五億円の資金をこの制度のために投じます以上は、今御説明がありましたように、また私が理解しておりますように、保証協会の保証能力の拡充基金として回す分はわずかに二十億円、あとの六十五億円を保険公庫の基金にすることによってありますけれども、むしろ、この八十五億円の大半を保証協会に対する貸付にして、よってもつて保証協会の保証を容易ならしめると申しましても、また保証料率を安くいたしましても、保証協会の保証能力といふものは拡充しませんから、中小企業者は、保証協会に行つても、相変らず保証を断わられるものが多いうことになるわけになります。従つて、全国五十二の保証協会をもつて構成されておる全国信用保証協会連合会などの一部の考え方でも、この八十五億のうち、二十億円しか保証協会には回さないというような政府の考え方を改めて、むしろ大部分が全部を保証協会に回してくれた方が、中小企業者は助かるのだ、こういう意見もありますが、この点について、いかにお考えでありますか、その方がいたします。

保証の額をふやすためにも、はるかに効果があるのじやないか、その点は、私どもも同感でござります。しかし、これは先生も御承知の通り、この六十億につきましては、一応たな上げをするという方針になつておりますので、私どもとしましては、差しあたり一般会計から出しますものと、それから三十二年度に出しました十億とを合せまして、政府の貸付ということにいたしまして、差しあたりの手段として、保証協会に対しましては、三十三年度三十億出したいというようにも考へておるわけでございます。私ども最初の気持としましては、少くとも八十五億のうちで、半分程度はこの保証協会の基金に充てた方がよくはないかといふ氣持も持っておりますが、政府の全体の方針として、六十五億はたな上げということになりましたので、お説はまことにもつともだと思ひますけれども、そういうことになつておりますので、本年度はやむを得ないのじやないかというふうに考えるのであります。

ります。将来の政策としては、この全国五十二の信用保証協会というものを、保険公庫の機構に直接結びつけて、信用保証保険ではなくて、信用保証そのものを政府的規模の中に取り入れていくようなことを考える必要がありはしないかとも思いますが、その点については、今後の問題であるけれども、どういうようなお考えをお持ちでありますか。

今すぐに、今度できる信用保険公庫と、全国に存在する五十二の信用保証協会とを合併して、これを保険公庫の支所的なものにするがいいということでもございませんが、いずれにしましても、御承知のように、全国五十二の信用保証協会というものは、その能力もまた資力が非常に隔絶をいたしております。非常にりつばな、充実した保証協会もあれば、非常に貧弱で、中小企

頭でつかちで、すぐひっくり返ります。大切なことは、まず、直接中小企業者に金を貸すところの中小企業金融機関というものを、資金の充実とか運営の改善とかいうことで、まず一階建協議会をしっかりとし、その上の信用保証協会といふものを作りっぱなものにして、さらにその上に三階建というのが乗るものであるということを、十分認識してからなければ、政府やわれわれ

というふうに、私どもは考えましたので、今回の措置におきましても、全体の資金のワクをきめるについても、やはり包括保証保険の方に、はるかに大きなワクをつけてやる。あるいは保険の料率につきましても、従来一分四厘六毛といふものを、二十万円以下については七厘にすると、あるいは二十九万円から五十万円までのものは九厘にするというふうに、非常に低率な保険

既に十ヶ座候人、体の

○川上政府委員 お話を趣旨は、おそらく今度でございます公庫と、それから地方の保証協会を合併して、支所的な性格に持つていった方がよくはないか、こういう御意見ではないかと思いますが、この問題につきましては、私どもいろいろ研究をいたしたのでございますけれども、やはり現在の保証協会の内容を見ますと、その基金につきま

業の信用補完をする機関としては、はなはだ憂うべきような状態のものもありますので、これを放置しておいて、その上に乗る信用保険公庫というものをいかにりっぱなものに仕上げまして、それでは頭でっかちになるだけで、何もならないのではないかということを憂えるものでありますから、政府はこの次の段階としては——今度の信用

がひとりよがりで、今度の信用保険公庫というものは、中小企業の信用補完制度としてりっぱなものだと言ってみましても御利益は、現実面において中小企業者にほとんどない、こういうことになつては、何にもならないといふことを心配いたしておりますて、ここに意見を申し述べたわけであります。

きましては、中小企業の中でも、少くとも中以降に私どもの方としましては、重点を置いていくべきじゃないかといふように考えるわけであります。従来の保険制度を見ますと、融資保険については、五十万円以上の貸付の方が、はるかにその額が大きい。五十万円以下については、どちらかというと、全体の一部に過ぎない。従いまして、融

料率にいたしたわけございまして、それは、とりもなおきず、この保証会社がやつております主として中以下の中小企業者に対する金融の便を、極力めんどうを見ていきたいというふうに考えてまして、そういう意味からこういう制度にいたしたわけですが、私どもの方としましては、この包括保証保険を全面的に活用することによりまし

府とか、あるいは市とか、そうした方面から金が出されているということ、あるいはまた今後におきましても、県なり、市なり、府なり、そうした方面から、やはり相当その金を出してもらわなければならぬというようなことも考えますと、すぐこれを合併して、そして公庫の支所みたいな性格にするというようなことが、果していいかどうかという点については、相當の疑問があると考えられますので、今のところでは、私の方としては、今後支所にするととか、合併するとか、そういうような考えは、全然持っておりません。この点については、もっと研究して、将来の状況を見て措置をとるべきではないかというふうに考へておるわけであります。

保険公庫の構想、まことにけつこうでありますけれども、次には、全国の信用保証協会というものを、何らかの形において充実して、著しい能力の較差もなく、その機能を果せるようなことを、考えていくべきであるということを申し上げたわけであります。これはなかなかむずかしい問題でありますて、各信用保証協会には、それぞれの沿革もあり、また出資、資金構成なども違いがありませんて、むずかしい問題でありますけれども、次の段階としては、ぜひこれを取り上げていただきたい。私が三階建と言いましたのは、一階建の面は、中小企業に金を貸す中小企業金融機関で、その上に二階建として信用保証協会が乗っているのであります。その上に三階建として、今度の信用保険公庫ができるわけでありますから、上だけしつかりしても、これは

その次に、長官からお話をありますた、今度の信用保険公庫ができましたと、大体やることは、信用保証協会に対する貸付業務と、それから信用保険業務、この二つがあるわけでありまして、貸付の方は、さしあたり来年度は二十億、今年度の十億と合せて三十億ということでありますけれども、信用保険の方のやり方を、従来の保険特別会計でやっておりましたこと、かなり趣きを変えて、融資保険の方ではできるだけこれを狭めていく、そして保険の重点を保証保険の方に置いていく。しかも、この保証保険の方では、従来の普通保証保険という制度をだんだん狭めて、包括保証保険というものに重点を置く、こういう御趣旨のようになりますけれども、これはどういうふうな結果になるのか。いきなりここで融資保険を狭めてしまって、保証保険に

資保険についても、今後におきましては、なるべくこれをやめて、むしろ保証保険という、主として中以下の中小企業者に対しまして、金融の便をはかるような措置を強化していくべきじゃないかというように、基本的には私どもは考えるわけであります。しかも、そのうちで、たとえば五十万円以下の小口の問題、これがやはり私どもの方としましては、一番重要な問題ではないかというふうに考えますので、これは金融制度調査会におきましても、いろいろ検討されまして、その方がはるかにベターである、そうやるべきであるというふうに結論つけられました。私どもの方としましては、包括保証保険というものに重点を置くべきじゃないか。それから、中小企業者のうちで、特に中以下の業者に対して、非常にその効果が上ってくるのじやないか

て、中小企業者の保証協会を通して金融の便がはるかに大きくなつていいのじやないかというふうにも考えます。先ほども申し上げましたように、包括保険というのは、言いかえれば、金融機関の方が、保証協会の保証に対しまして、非常に信用を持つということになりますので、金利も下つてくるといふような効果もござりますので、私どもの方としましては、そういう意味合いから、包括保証制度につきましては、非常に中小企業者のために大きな役割を果すのじやないかというふうに考えておるわけであります。



第一でござります。ところで、從来はそれほど利用してなかつたのぢやないか、という点でござりますが、これは、全國で十幾つかのものが利用してゐたわけですが、これは、現在の保険料事が高い。それは一分四厘六毛といふことになつておられます。ところが、今度の措置によつては、二十万円以下については、その半分よりも低い七厘程度ということにいたしたわけでござります。それから二十万円をこえて五十万円までを九厘、この九厘といふのも、現在の一分四厘六毛よりも、はるかに低いということになります。そこで、この問題につきましては、連合会関係とも、いろいろ話し合いをしておられますが、大部分の意向としましては、大体小口について七厘程度であるならばまあできるのぢやないかというような意見が非常に多かつたわけでござります。中には一、二のものについて、七厘はまだ高い、もつと低くして、くれというような意見がございましたが、そういうものに対しましては、私もどもとしましては、別途保証協会に対する強化の道を譲すべきではないか。たとえば、さつき申しました三十億の貸付金の中から、そういうこまかいものに対しましても、特別に基金を出してめんどうを見てやる、あるいは県の方でもめんどうを見てもらう、あるいは自分の力をもつと養う努力としても、少くとも七厘程度で包括保証保険制度が利用できるような態勢を、早急に整えさせていきたいというように考えます。そういたしますれば、私どもとしましては、大体七厘程度で大部分、ほとんど全部の保証協会が、これを利用

し得るということになつてくるのでは  
ないかというように考えます。

それからもう一つは、この保険料の  
支払いが非常に多くなつて、事故があ  
まりないと、結局保険金がそんなにも  
貰えない。従いまして、出し前が非常  
に多くなつて、もらひ分が少くなる。  
そういうことでは非常に困るというよ  
うな意見もあつたのでありますが、私

重大な問題をお尋ねをいたしますが、今度政府は、同じくこの国会に輸出保険法の改正法案をお出しになつております。ところが、この輸出保険法によりますと、保険料率決定の原則といふものが、何条かにあります。それによりますと、輸出保険の保険料率といふものは、保険金をカバーするような計算においてこれをきめなければならぬといふことが、法律にちゃんとどううであります。いわば、自立採算制で、輸出保険の保険料はきめなければならぬということがうたつてあります。同じ政府の保険制度でありますから、この中小企業信用保険法におきましては、保険料率決定の原則が、輸出保険とは違うのであります。政令の定むることになっておりません。政令の定むるところによつてこれをきめるということであります。従つて、同じ通産省が所管せられておる保険制度において一方に自立採算制によらなければならないという明瞭な規定がありこの中小企業信用保険の方にその規定がないということは、中小企業信用保険においては、必ずしも保険料支払い、あるいはその他の経費がカバーできるような高い保険料をとらなくていいのだ。中小企業対策として、相当保険基金に食い込んで、できるだけ安い保険料をきめなさい、こういう趣旨だと思いますが、これはいかにお考えでございましょうか。

險公庫の方につきましても、やはり同一の立場からお話をうながす。そこで、私は、この問題について、独立採算の立場からお話をうながす。そこで、この公庫にいたしまして、その立場は全く輸出保険の方と同じじゃないかというふうに考えておるわけであります。そこで、この公庫にいたしまして、それでも、保険料を非常に引き下げるところは、あるいは包括保険に重点を置いていたとか、そういうふうに考えておるわけであります。そこで、この公庫にいたしましては、相当のマイナスが出てくるわけでござりますと、やはり保険関係においては、六十五億と、それから現在の保険の特別会計で残っておりますものを計上する分、それを合せました額を資金運用部に預けまして、その運用益でカバーするというような格好に、実はいたしておりますわけでございまして、公庫を作りまして、独立採算とはいながら、相当保証協会に対する持ち出しといいますか、そういうことになつてくるわけでございます。

らに御研究を願わなければならぬと思ひます。ことに、今度の信用保険公庫の基金にされる六十五億円といふのは、経済基盤強化資金法案によつて、六十五億円がこの公庫に出されるのであります。何と書いてあるかといふと、経済基盤強化資金法の第十一条の第二号でありますけれども、中小企業信用保険公庫に出资する六十五億円の基金は、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめめるための保険準備金とする、こう書いてあるわけであります。従つて、たな上げ資金とはいながら、この六十五億円は、ちゃんと損をする建前で、損をした場合には、だんだんこれを食つていくのだ、こういうことになりますから、私は、この点をも十分研究をしていただきたいと思ひます。

○川上政府委員 現在、保証料率は、最高三分最低一分八厘、平均いたしまして二分三厘という程度になつております。そこで私どもとしましては、これを極力下げるということをすべきじゃないかというふうに考えまして、先ほども申し上げましたように、少くとも基金といったしまして全体で百億から三割程度は平均して下げていくといふようになりますと、大体三十億ということになりますと、大体一割程度ということになるわけございまして、少くとも一割程度は下げ得るよう、私どもといたしましては保証協会を指導していきたいというふうに考えております。なお、三分と一分八厘と、非常に大きな聞きを持つておるのでですが、私どもといたしましては、三分は高いから、これは何も基金をふやさなくとも、自分たちの努力だけによりまして、もっと下げ得るのじやないかというふうに考えますので、その点についても、今後においては、強力に指導していきたいというふうに考えておるわけでございます。

階の方で、包括保証保険制度ができます。信用保証協会の方でひねくり回して断わる方で、二十万円を借りるについて、保証協会の方では何にもならぬ。従つて、二十万とか三十万とか、五十万とか、ある一定の金額に達するまでは、無審査包括保証制度というようなものを、信用保証協会にやらせるというようなところまでいかなければ、今までのこんなものの幾ら作りまして、雲の上のことになってしまいますが、さよならの構想はいかがでござりますか。

○内田委員 その点は大いに研究していただきたいのです。そうでなければ、中小企業者は、實際は助からない。保証協会に行って断わられっぱなしでは、こんな保険制度を幾ら作りましても、役に立たぬということは、おわかりになつたと思います。

次にお尋ねしたいことは、この六十五億円の保険準備基金であります。そもそも、準備基金というものは、ほど私が述べましたように、経済基盤強化資金法によると、損失補てんでありますから、私は、中小企業対策として、一べんに食うわけにはいかないけれども、こういう書き方をしておるから、だんだん食つていってもいいものだとしか解釈できない。しかし、あなたの方の御見解は、少し違うようになりますが、それについて、この六十五億円といふものは、できるだけこれを有利に運用しなければ、保険料率の引き下げにもならぬと思うのであります。この六十五億円は、法律によりますと、資金運用部に預けておく以外方法はない、こういうことになつております。これもまた芸のないことで、これは民間のどこの保険会社であつても、保険準備基金というものがあります。されども、これは下部に回したり、あるいは不動産に回したり、あるいは産業資金の貸し出しに回したり、有利險料といふものが引き下つていくわけあります。このようく六十五億円を資金運用部に預けっぱなしということ

では、保険料率は下らぬわけでありませんけれども、何とかこれをもつと有利に確実に、しかも機動性を持つて運用するよう考へるわけにはいかぬものでしようか。

○**川上政府委員** この公庫の原則としましては、やはり私は、独立採算といふ考え方でいくべきじやないかと思ひます。従いまして、この経済基盤強化のための法律によりますと、なるほど損失が出ましたならば、それを取りくずして、その損失に充てることができるということになつておりますけれども、これはやはり非常に特別な場合に限定されるべきものではなかろうかというふうに、私の解釈としては考へておるわけでございます。

それから、今お話をありましたところの、資金運用部というようなところへ預けておくといふようなことは、まさに芸のないことではないか。もつと、たとえば商工中金とか、そういうところに預けた方が運用利益の方ももっと大きいか。また同時に、二重効果があるじゃないかということですが、これは中小企業対策の関係からいいますれば、全く同感でござりますけれども、相当大きな金でございまして、それをほんほん方々に預けていきますと、金融市場をいろいろ攢乱するというような心配もあるのであります。それから統一的な運営もなかなかできないというような問題がございまして、結局、資金運用部に預けるということになつたわけでございます。これは、内田先生もよく御承知のことだと思いますが、私どもの方といたしましては、先ほど申し上げましたように、単に中小企業対策という点から見

ますと、むしろ中金あたりに預けた方が、効果が大きいのじゃないかといふに考えましたけれども、そういうことになつたわけです。○内田委員 小企業庁長官で、本来なら、これは不信任をすべきでありますけれども、与党がせつからく抱いております政府委員でありますから、そういうわけにもいきません。はなはだ笑つ込みが足りないようでございまして、中小企業対策というものは、大蔵省の財政金融対策と密接な関係があるのでありますけれども、いつも財政金融政策の全体の面から巻き込まれて、中小企業対策としてやるべきことを、いつもやつておらない。これはあなたの力ですか、あるいは通商産業大臣も逃げてしまつておらぬようでありますけれども、大臣の力が足りないのでありますか、これは私が野党だったら大へんになるのでありますけれども、みんなやんわり、やんわりやつておるのであります。これはみな法律の趣旨に合っていない。さきの輸出保険あるいは経済基盤強化資金との関連におきましても、合っていない点があるのです。これは大長官でありますから一つ大いに納得のいくような方策を立てて、説明に当つていただきたいと思いまして、激励をいたしております。また私どもも、御協力をいたすつもりであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

きあなたがやりたいと言った、保証料の引き下げもできません、信用保証協会の強化もできませんが、これは一體どういう条件でお貸しになることになっているか。きまつておりますたなれば、御説明を願いたい。

な、最終的な新旧貸借対照表を、後は各委員に配付なさつて、それについて、長官からでなくともよろしいが、担当課長からでも、適当な折りに説明をしておいていただきたい。これは大部 分は改令事項となるわけであります。

○答本委員 それでは、今の内田委員の質問に関連して、その間にちょっと伺つておきます。内田委員から、もう待って貰いませんか。

うことになつておりますので、私どもとしましては、現在、各業者に対しとて、どういうふうにその組合を作れといふような指導は、実はいたしておりません。ただ、組合関係と申しますか、老若問屋の方百五、自らつづいて、

うに、自動車の生産の伸びは、かなり急ピッチに現われております。バス、トラック等は、現在まだ国内需要も相当あるようでござりますので、その程度は、特にむずかしいということになります。

— 10 —

○川上政府委員 三十二年度に十億の金を、保証協会に対しまして低利で貸付をいたしておるのでですが、大体私どもの方としましては、三十三年度におきましても、それと同様な措置をとりたいというふうに考えております。具体的に言いますと、長期につきましては、更別として用意をしておきたい。

以上、私は、各点につきまして、各委員の意向のあるところを総合いたしまして質問をいたしましたけれども、この制度は、冒頭にも申しましたように、これまでたびたび当委員会において決議をいたしましたものが、ようやくここに実現いたしたものであります。

聞いておきます。

団体組織法に関する政令について  
は、成案が固まり次第に、この商工  
委員会に長官はそれを報告するという  
ことになつておる。それはどういうこ  
とになつていますか。

ういうふうに組合を作りたいと思うが、また不況要件についてもこういう点があると思うが、一つその指導なり、あるいはその説明なりをしてくれといふような話も来てるものもありますので、そういうものにつきましては、そのつど係官を出してしまして、いろいろ

ではないたゞひとと思ひます。乗用車の方は昨年は四万台を越しまして、小型車ではございますが、一応乗用車工業が日本でもどうやらやつていけるという目安がついたかと思ひます。三倍程度、これは非常に急ピッチでござりますが、国内需要としましても、今までの保有車の取りかえ等もござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

は、原則として期間は一年、それから金利につきましては、二分五厘で貸しております。もちろん、これは例外がありまして、例外のものは三年三分といふことになつております。それから短期につきましては、六ヶ月二分とい

から、私どもは賛成をするものであります。が、今後の運営とか、あるいは将来の構想につきましては、監督官庁といたましても、また、この公庫がでございました後に運営の責任に当られの方におきましても、さらにこれを進

それからもう一つは、団体組織法によって、現在までの組織について、どういう指導をやっておるか、その指導の現況についてお伺いします。

○川上政府委員 この中小企業団体組織法の政令案につきましては、一応私

○小平委員長 次に、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。話し合いに応じておるというような状況になつておるわけでございます。

し、それからもう一つは、やはり安定しました市場に向けて輸出するという

うことになつておりますが、この短期は金額的にもきわめて少いのであります。ほとんど大部分は、長期といふことになつておりますが、大体そういうことで運営していくか、というふうに考えておりまして、その計算からいたしますと、先ほど申し上げましたように、保証料率についても、少くとも一

歩前進させなければならない点が多くありますので、それらのことと関連をいたしまして御質問をしたものでありますから、私のきょうの質疑応答の趣旨を十分勘案せられまして、百尺竿頭一步を進めて、制度の完璧を期せられるようお願いをいたしまして、私の質問を終ります。

どもの方としては、草案を作りまして、省内でも大体打ち合せを終りまして、現在法制局と打ち合せ中でございます。今週中に法制局を済ませまして、それが済みましたならば、この委員会にもお示しできる、そういうふうに考えております。大体三月の二十日過ぎに、ムダ�이는 것은 아니지만, 그때까지는 그들이 그들의 목표를 달성하는 데에 도움이 될 것이다.

質疑を継続いたします。加藤清二君。

も、まあそれほど架空のものではないだろうと思つておりますて、むしろそういう方向に向つて伸びるという努力目標というふうに考えておるわけでございます。

割程度は切り下げるができるので  
はないかというふうに、実は考えてい

○小平委員長 加藤清二君。

に利と申しては公有したいといふ  
ふうに考えておるわけでございまし  
て、現在いろいろ検討いたしておるわ

ますと、トラック、バス、乗用車等をすべて総合いたしまして、昭和三十一

御承知の通り、トラック、バス、乗用車は、量産すれば安くなる、こういう勘定でございますが、一体コストにお

○内田委員 最後に、私は御要求をいたしておきますが、今度の保険公庫等の設立に関連いたしまして、先ほどお話をありましたように、保証保険あるいは融資保険の制度が変ります。今までこうなつておつた、てん補率は何パーセントだった、保険料率は何厘であった。これが今度は、新しい構想のもとにおいてはこうなるというよう

口の問題に關係して、その主たる資源になつておりまする特定物資納付金処理特別会計についてお尋ねをしたいのですが、これには大臣が来ていないと工合が悪いのですが、もし大臣、通商局長両者ともおられなければ、先に別なこと、工業用水問題を聞いてもいいのですけれども、どうしますか、来ますか。

それから、組合の組織の問題につきましては、これは四月一日に法律を全面的に施行する予定でありますので、この施行に伴いまして、中小企業安定審議会というのができまして、そこでいわゆる不況要件というのを検討しまして、組合を作る基準を作るわけでござります。それを参考にいたしまして、今後組合の設立を認めていくことになります。

年度から三十七年度に至る間に、ト  
ラックにおいては一六八%，バスにおい  
ては一七一% 乗用車のこときに至つ  
ては三四八%の生産増を見込んでおら  
れるようでござります。そこでお尋ね  
いたしたいことは、これは果して実際  
に行われる案でござりますか、それと  
も世間をくらますためのはつたりの案  
でござりますか、その点を一つ……。  
○吉政文奇委員 お舌がありましません

いっては、どの程度安くなる見通しがついておりますか。特に、昭和三十二年度においてはどの程度安くなるか、十三年度においてはどの程度安くなるか、ペーセンテージでもけつこうでござります。

○岩武政府委員 その点は、実はコストの推定はつけておりません。これは、一つは自動車企業のうちのある種のもつこつきましては、大体二十九割、

四ノ九も量産ですと、どうぞいいで  
そうなれば、一体現在よりも幾ら安く  
なるかということくらいは、当然そろ  
ばんがはじかれておらなければならぬ  
はずです。あなたは、そんなことがで  
きぬほど、頭の悪い局長じゃないはず  
です。一番頭のいい尊敬している局長  
さんです。当然答えられるはずです。  
なぜ答えられないかということです。  
国民は期待して、どれだけ安くなるか  
というあなたの答えを待っている  
○岩武政府委員 先ほど申しましたよ  
うに、いろいろな生産方式がございま  
すので、私自身実はその具体的な資料  
は持ち合せておりませんし、生産の型  
の安定している企業と、そうでない企  
業とは、かなり違うと思つております  
が、安定している方は、おそらく生産  
台数に、正確な比例はいたしませんけ  
れども、相当比例的に、ある種の関係  
をもつてスライドする、これは当然だ  
と思っております。ただ、具体的に四  
年後に何万円になるかということは、  
私も研究しておりません。

においても、シボレーにおいても、同じ実績を示しておるわけでございます、こういうふうに述べておられる。そういうことは、まさかうそだとはだれも言わなかつた。なるほど、ワーゲンは月産十万台であるから、三十六万円程度でできる。シボレー、フォードの方は、月産百万台近くからあるのようになると安くなる、こういうことは明らかなる事実です。なぜ私がこういうことを聞かなければならぬのかということは、そのことがはつきりしておらなければ、この原案は空文に帰する、こういうことでございます。どうしてか、その見込み増産の中に、内地の需要はとまくとして、輸出ということが見込まれています。輸出が一番難渋しております点は、何かといえば、外国車と競合いたしました折りに、能力が悪いものじゃない、減価償却の点が悪いのじゃない、スタイルが悪いのじやない、ただ一点、コストが高過ぎるということをございます。繊維とは、まるで逆な行き方でございます。そこで、どれだけ安くなるかということが、はつきりめどがつかないことに、輸出商も、向う側のインポーターも、話に乗れないじやございませんか。これが消耗品であれば、先の見通しは必要なことでしょう。同じようなスタイルが、将来どれだけ安くなるかということがわからぬことには、商談にならないでしよう。従つて壇れない。輸出が難渋している理由は、ここから起きてくるわけです。本省において、量産の計画は立つたけれども、コスト・ダウングルの見込みが立たないということであれば、ここに書かれております輸出見込

○岩武政府委員 今、御指摘のようになりますが、それでもよろしくござりますか。

に、自動車の輸出の一番大きなきめ手は、売り出し価格でございます。その次には、いろいろ販売の経路あるいは先方におけるいろいろな材料なり構造の取締り法規というものがあるようでございます。先だつものは、一番問題は売り出し価格であります。これは国内の生産コストとどういう関係になるかということが、一番問題だと思います。最近、ある企業におきましては、対米輸出ということで、具体的に先方に事業所を設けて、そこを中心にして内に卸売をして参らうという計画がござります。非常にけつこうなことだと思って、われわれもいろいろな行政上の措置をしておりますが、価格の点になりますと、やはりまだまだもう少し努力する余地があるようになっております。ただ、これには、いろいろ国内の値段と違いまして、自動車の税金の関係あるいは継続的な輸送に対しまする運賃の割引きというふうな問題がござりますので、売り出し価格から通常の途中経費を逆算いたしたもののが、コストとどういう関係になるかということは、実はまだわれわれも十分つかんでおりません。おそらく、その計画しました企業におきましては、ある種の目安を立てまして、これならやっていけるということで、そういう売り出し価格をきめておることだらうと思っております。これは、ある程度向うの販売数量が上って参りませんと、いろいろな総かかり費その他が割安になりませんので、当初はやはり若干の問題は

○加藤(清)委員 私は、この際、大臣に、本件に関して承わりたいのです。が、局長の言われておりますように、量産すれば安くなる。日本の自動車工業が、外国と比較いたしまして、常に劣るという点は、値段の点でござります。値段が高過ぎるから負けるといふ点でございます。にもかかわりませず、量産ということになりますれば、型式を統一してスタイルを同じようにしていけば、相当数量内地でも需要がございまするし、輸出もまた見込みがあるわけです。すでにドイツでは、このことを行なつておるわけでござります。そこで、先年、本省におきまして、國民車というものを統一しよう、こういう計画が大まじめに行なわれていたはずでござります。今年度の自動車の生産、量産、輸出等につきまして、規格を統一する計画はござりますか、ございませんか。



おりました。そのスタイルを見ますと、メイド・イン・イングランド、メイド・イン・U.S.A、メイド・イン・ジャーマニー、メイド・イン・ボーランド、銘柄はワルシャワである。中国の第一次五ヵ年計画の建設事業で、日本だけはオミットされましたがけれども、こういう自由経済諸国の機械及び車等が、どんどん向うに入っているのでござります。私は目で見てきた。特にそういうところは映画にもとつて参りました。ところで、日本の自動車あるいはトラック、バスが向うに出来た原因のおもなものは、価格の点と、それから政府がこれを許可していくない。小刻みに許可をしていくけれども、許可をしていない、こういう点でございます。そこで、お尋ねしたいのは、後輪駆動だけは許されたようですが、前輪駆動の場合は許されたか許されないか。五トン積み以上の中ものは許されたか許されないか。もし許されないとするならば、何がゆえに許されていないのか。アメリカもイギリスもドイツもみんなここに送っているにかかわらず、日本のものだけがなぜ許されないのか。

おそらく許可しておらぬと思ひます。アメリカの会社は、世界各地にありますので、スタイルとか何とかは、アメリカのに、もちろん似通っているかもしれません、ほんとうにメイド・イン・U.S.A.か。アメリカの会社ではあるが、メイド・イン・カナダの場合もあるし、メイド・イン・イングランドの場合もありますし、そこまではつきりごらんになつたかどうか。率直に言いますと、われわれもそういうお話を伺いますので、アメリカ側にも聞いたことがあります。いろいろ調べてみるのですが、どうもはつきり実態がつかめないです。

ました。それは乗用車でございます。ところが前輪駆動がちゃんと走つてゐる。だから、日本に対しても、前輪駆動がほしいというオファーが来ていることを、おそらくや、あなたも御存じのことだと存するわけでござります。それが許されたか許されないか。先ほど通商局長は、大きさの点においてやや制限が、という言葉でお逃げになつたようでございますが、おつとどつっこい、そんなことで逃げてもらつては、ちよつと困るのでございます。

○岩政政府委員 中國に対します自動車の輸出制限、私もの的確に記憶しておりませんが、前輪駆動は、たしかむずかしいではないかと思つております。それから、向うにあります車のお話がいろいろございました。私も、実は先生よりちよつと前に参りましたが、当時もアメリカ車がたくさんありました。むしろ、よその国の車よりも、多いわけであります。これは、いろいろ聞いてみると、やはり蔣介石政権のころ、アメリカから相当入つて、それを置いて行つたのが多いようあります。相當年式を経ております。最近の経路につきましては、加藤委員からいろいろお聞きしたいと思います。それからボーランドのワルシャワの車がずいぶんあります。最近トラック等につきましては、興安に大きな自動車工場を作つておりまして、そろそろ生産を開始していると思います。たしか年産十万を越す工場と思っております。われわれの方に、ココムの制限緩和後、中国市場からトラックの引き合いがございましたが、あまり大きなまとまつた話は聞きません。あれば輸出するはずであります。御承知のように、ト

ラックとバスは、日本の自動車のうちで、一番国際的競争力を持っておりまします。特にディーゼルのトラックあるいはバスは、性能におきましても、価格におきましても、世界でトップレベルの地位にある一つでございますので、なぜ一体そういう両車の輸出がうまくいかぬのか、私は不思議に思つてゐる次第でございまして、いろいろ教えていただければ幸いでございます。

○加藤(清)委員 なぜ中国に車が出ないかの原因は、私が答えるより、あなたの方がより御存じのはずである。というのは、何であるか。今、あなたがおっしゃった通り、前輪駆動は許されていらない。つまり、向うのほしいものが、こっちから輸出されぬということである。簡単な車、後輪駆動のことだけは、今あなたがおっしゃったように、ボーランドのワルシャワその他が市場を上領してしまつていて。そこで、別な新しい市場に向きそなものを中国がわざとオファーしてくれると、それはできませんとおっしゃるものだから、輸出ができない、こういうことはある。何もむずかしいことはない。従つて、前輪駆動のうちの、特にトラックでいえば、ダンプ・カーのごとき、これは向うからたくさんオファーが来ている事実、あなたの上間に達しているかどうか知らぬが、持つていても、どうせ雲の上で切られてしまうから、もうやめておきましょうといふことになるかもしねないが、鉄鋼協会までがその気になつて、貿易をしよう、こういうやさきでございますので、私としては、前輪駆動がなぜいけないかということを聞きたい。よその国から入っているものが、日本からはなぜい

○前尾國務大臣 せつかくのお尋ねであります。その理由につきましては、私、よく存じません。よく検討いたしまして、善処いたしたいと思います。

○加藤(清)委員 それでは、そんなに逃げられては、いすれまた言える時期も自然くるでしょう。が、あなたの協定というものが結ばれました。しかし、第四次協定が結ばれたからとうのことで、とたんに、あなたが施政方針でおっしゃったように、輸出が伸びるものでもなければ、中国の輸出が増大するものでもございません。あなたの努力いかんです。あなたの努力いかんで、人為的障害を、あなたの手によつてのけるかのけいかうことに一にかかる。レールは敷けたけれども、その上に車を乗つけることができないとか、車を乗つけることがいやでござんすと言われておつては、せつかくの第四次協定も、目的に達するとはどうていふ不可能だと思うわけでございます。相なるべくは、国民こそつて期待しておるところのこの第四次協定が、ほんとうに目的予定額に達するよう、一つあなたの手によって人為的障害を除去していくことを希望いたしまして、今度はあなたの一番ようわかつておるところを申し上げます。

大臣の御説明によりますれば、本年度の通産予算の説明の第五に、特定資材納付金処理特別会計がござります。これは、ただいま審議中のジェットロは、大きな関係があります。ジェットロは、

かつてはこの金で動いていたのでござります。そこで、承わりたいことは、昭和三十二年度におきまして、一体この特定物資納付金は、何々がどれだけ入り、そのペーセントはどれだけであって、差益金は何ほどであったか、これを一つ承わりたい。

○松尾(泰)政府委員 三十二年度におきます特定物資の実施状況でござりますが、まず実施をいたしました順序で申し上げますと、ペイナップル・カン詰を約五十万ドル、それの納付率は五九。四%になつております。それからその次はコニニャクでございますが、約八万ドルでござります。平均の納付率は二一三%になつております。これは入札制をとりましたために、最高と最低との平均でございます。差益の合計は七千二百三十万八千三百円、その次はまた五百ドル、カソ詰であります。五十九・四%でござります。その次は台湾バナナであります。二百二十五万ドル、差益納付率は七三・二%、差益額の合計は五億九千三百二十万一千七百六円。その次は脚時計でござりますが、六十万ドルであります。差益納付率は三八%、差益金は八千二百七万六千二百五十一円、その次に、国際見本市に出品をしてきました腕時計も、同様にやつておりますが、これは金額にしてごくわずかであります。一方六百二十ドルで、納付率は三五%、差益金は百三十三万七千九百九十四円。その次は中共産のバナナが二十五万ドル、差益納付率は、これは一ポンド当たりであります、八四%になつております。

金額は七千五百六十一万二千九十五円となつております。以上が三十二年上期の実施であります。  
○加藤(清)委員 それを一つ資料として御提出願う方が、時間的に都合がよろしくないかと思います。  
○松尾(泰)政府委員 ジュ、雑豆はどうなつておりますか。スジコは約十ドル実施をいたしておりますが、差益納付率は七三%、金額は二千六百二十五万六千三百四十七円。雑豆は特定物資でいたしておりません。ジエトロに微収をする、こういう方法でしておりますので、特定物資扱いにはいたしております。もちろん三十二年度で実施をした金額は、三十二年度で受けるものがかなりありますので、三十二年度の差益金の総額は二十四億円前後になるのではないか、こういうように考えております。

○加藤(清)委員 私も、三十二年度と三十三年度を比較いたしました場合においては、ふえるのではないか、こういう感じがいたすでございます。に付して、もう一つ残つておりますスジコ、雑豆はどうなつておりますか。スジコは約十

歳益率等も、会計予算の方は、一応の見積りでござりますので、若干低めて出しておりますという点もありまして、三十二年度に比べまして、三十三年度は、若干金額は減つているようになります。

○加藤(清)委員 私は、食い違つておられるからいけないということを言うておられるではございません。これは、何も

わけであります。実際に実施をいたしました予算ではなく、これからシフ価格との間でございましょうか聞くところによりますと、差益のペーセンテージは、去年よりもふえているよう聞くのですが、これは何か差益のペーセンテージでも減らす御予定があったた

るが、どういうわけでしょう。私は台湾バナナだけの話でございます。廣東バナナを加えますと、バナナだけで大体二十億程度のものが予想される

ではないはずであります。しかも、これ

は台湾バナナだけの話でございます。廣東バナナを加えますと、確かに高めであります。そこが聞きたい。高くなつたか、

かなりの引き下げになつてゐるかと思

います。

○松尾(泰)政府委員 先ほど申しまし

たように、品目において一、二減して

おりますのと、差益率も、たとえばバ

イカンその他スジコ等については、國

内相場の関係もありまして、前回より

も若干低目に見ておるわけであります。

しかし、これは申し上げるまでもなく、予算でござりますので、実施を

するときに、その通りにやるといふ

いかがなものでございましょう。

○松尾(泰)政府委員 確かに御指摘の通りであります。三十三年度につきましては、予算を編成する当時の事実通りであります。たとえばコン

ニヤクのごときものは、昭和三十三年

度に輸入があるのかもしぬのであり

ますが、一応予定をしないような案になつておるわけであります。またそ

の場合は、日本の農産物にある程度

の影響のあることは、私も承知して

かつてはこの金で動いていたのでござります。

○加藤(清)委員 それをお一つ資料として御提出願う方が、時間的に都合がよろしくないかと思います。

○松尾(泰)政府委員 ジュ、雑豆はどうなつておりますか。スジコは約十

歳益率等も、会計予算の方は、一応の

見積りでござりますので、若干低めて

出しておりますという点もありまして、三十二年度に比べまして、三十三

歳益率等も、若干低めであります。そのときは、

本当に御用意してあるのではなく、これからシフ価格との間

でござりますから、不正があると

予算でござりますから、そうい

うことです。

○加藤(清)委員 私は、食い違つてお

られるのではございません。これは、何も

わけであります。実際に実施をいたし

ますれば、私の感じでは、いま少しう

おります。しかしながら、台湾においては一本せいぜい一円七、八十銭から、最高のときでも二円八十銭程度。廣東バナナは、一本一円五十銭から一円程度。これが日本へ参りますと、とたんに一本三十円。うそじやございません。ここの中堂で食べてごらんなさい、一本五十円もどります。なぜそう高くしなければならないのか。この結果は、消費者が高いバナナを食わされるのみならず、台湾側に言わせますと、あんなに高く売るのだから、もう高くしたっていいじゃないか、こうされる結果が生じてきているのでござります。私は、この点、非常に遺憾に思います。従つて、差益はあるべく少いほどいいじゃないか。ところが、先年、これは特に大臣に承わっておきたのですが、人頭割りというところのいい精神でもつて、この外貨が割当されました。これはあまねく広く農村地帶の方々、いなかの地方にも、安く分けてあげたいからという精神のようございました。しかし、頭金四百五十分ドルときまとおりますところのバナナの外貨を、数多いインポーターに割り当たる結果は、一人当たりが百ヶごろ二百ヶごといふところも出て参りました。そういう人が、台湾まで買いに来ました。その結果は、アロケーションを買ひ集める者に対しても、自分で買ひにいけばよろしゅうございますが、それが普通輸入しておられますところへ売り込む。結局、アロケーションを、さやをつけ買って買った。その結果は、ますます消費

ばならぬ。結局、いなかの子供は、そのおかげでよけいに高くなるから、修学旅行のときできさえも食べられない。こういう結果が生じてきておる。これに対して、大臣は、今後どう考えていくか。すでに全芭運事件の折りにも、この問題については、再三申し上げましたにもかかわらずせず、なお人頭割とかどうとかいって、政府が禁止しておるところのアロケーション売買が、当然行われるような制度をとつておられるようござります。制度がどうあらうとこうあるうと、ただ消費者に対して安く提供するという精神が、途中で没却されることを、私はまことに遺憾に思うわけでございます。大臣、いかがでありますよ。

で、その点につきましても、結局、現状におきましては、豊富にどんどん入るというわけにいかぬこと、また割の理想的な方式がないために、起つてくる現象でありまして、われわれとして、極力、そのうちでもいい方法とすることによっているので、別にむごいことをやつておるつもりではないのです。その点は、もう十分御承知のことだと思います。御了承願いたいと思います。

う。私が岸系であるとか、あるいは海野系であるというなら、その言うことは聞く、野党の言うことは聞かない。同じ与党でも、勢力の少い村からあるならば、何をか言わんやであります。私は、そういう大臣は、資格喪失者と認めざるを得ないのであります。

○前尾国務大臣 私は、何も利益なり力の関係によつてやつておるわけではないのであります。もつともな理由については、耳を傾けるべきです。その両者のいろいろな御意見は、確かに理由のある点については、何も力とか利益とか、そんなことを考えずにやつていかなければなりません。もつともな両者の意見があるという場合に、それを加味して考えていく、これはもう当然のことだと思います。その点は、十分御了承願いたいと思います。

○加藤(清)委員 そうお答え願えれば、私も納得をいたします。

さて、本件に関しては、あなたは、いずれの意見が正しいとお考えでございましたようか。

○前尾国務大臣 広く分けなければならぬという御意見、また従来のいろいろな実績その他についての考え方、入れていかなければなりません。これは両方の意見のあるところを調整しながらやつしていくというのが、当然だと思ひます。

○加藤(清)委員 広く分けると言つても、数量が無制限のものならば、数多くの人に分けたら、それが経済的に成り立つ経済単位というものになるでございましょう。ところが、頭が四百五十万ドルときまつてゐるわけでござい

経済的に成り立ちませんから、必然的に、ここにその権利を売買するという行為が行われるのは当然でございます。されば、本省の歓迎しないところのアロケーション売買ということが行われる。それには、差益がつくわけでございます。物にたとえれば、映画館の切符を、窓口で買えば定価通りにはいれる。ところが、ブローカーがそこに存在して、それから買ったおかげで、三割なり五割、余分に払わなければならぬ。こういう結果が生じたと同じことでございます。そのことは、やがてインポーターが、自分にしわを寄せなければけっこうでございます。ところが、商売は、決して自分にはしわを寄せません。必ずそのことは、消費者の方へ向けていくのでございます。消費者は、必然的に高いものを買わされなければならない。いわば、消費者は、やみ切符を買って映画館へ入つた、これと同じでございます。少くともも童連とか学校の生徒とかいうものには、勧引きをして映画を見せるのが以下の流行だ。それが当然の精神だと私は思うておる。それに余分な重荷を背負わせて映画を見せなければならぬことには、はつきりわかつていることを、なせあえて大臣がしなければならないのか、こういうことがお尋ねしたいのです。幸い、大臣は、正しきにつくとおっしゃったのだから、もう私はそれだけこうでございます。だから、あなたは、いざれが正しいとお考えになりますかということを聞いておるわけでございます。こんなものは、カントの理論でもなければアーヴィングせんでもない、アーヴィングせんでも



きて、それは大蔵省のお情によつて、原価の二倍以上の価格になる。こういふものですから、やみ屋としては、こんなことを見捨てておくはずございません。香港でさばかれるものは、ほとんど東洋向けということに相なつておりますが、その約九〇%はこちらへ向けられる。今の香港政府の発表では、七〇%ほどまリといふことに相なつてますが、それ以上来てゐるというが、消息通のながめるところであります。なぜ、私はこんなことを言わなければならぬかといふと、これが近ごろは農村へ回つてくる、工場へ回つてくる。街頭売りが行われないので、工場、会社、官庁の中へ入つてくる。通産大臣、通産省のあの時計売場にやみ時計が売られておったことを、あなたは御存じですか。裏をひっくり返してみると、ひまはないでしよう。私はひま人ですから、ときどき見に行くのですけれども、東京においては、もうこのことが方々で起つておる。それがどうかというと、何かまるで労働組合がそれを振つたかのごとき印象を与え、それはやがて消費生活協同組合が、しようとでもつてそれをするからいけないのだということです、消費生活協同組合や購買会を征伐する次第でございますが、大臣、ここらあたりで、一つ、そのやみ退治の腹案なりとも、お示しを願いたいのであります。

おいて、国内の増産をはかる。また輸入も、乏しいながらも極力入れる。こういうことが一番の方法で、それ以外に、なかなか強制力だけではないかぬと思います。ただ、御承知のような外貨事情でありますから、そううまいこと多量に入れるというわけには参りません。できるだけその間の事情を考えながら、外貨予算の編成を考える、こういう面で、ただいまのところはやむを得ないと思います。また国内産を極力増産させるということも、努力いたしたいと思います。

くなるとか、少々映像が薄くなるで事  
では、時間がおくれてしまうというの  
です。どうしてか、流れている電気が  
貢が悪くて、コンスタントでないとい  
う証拠なのです。従つて、日本では、  
乾電池時計しか使われていない。私は  
これを実験するために、アメリカか  
らベンラスという交流時計を見本でと  
りまして、テストしてみました。悲し  
いことにサイクルがアメリカと東京と  
は違つております。幸いに関西は六十  
キロサイクルで、アメリカと同じであ  
りますので、これを郷里に持つて参り  
まして学校に寄付してみました。一方  
月たぬうちに、校長先生が私のところ  
に怒つて参りました。先生、寄付し  
てくれたことはいいけれども、あの時  
計はおくれてかないません、どうにも  
なりませんな、こういうことです。そ  
れのみならず、社会党のみたいな貧乏  
人に寄付してもらえば、時計がおくれ  
るのは当りますだ、あれはくすを買つ  
てきたのだ、こういうことで私ははずい  
ぶん非難攻撃を受けたわけでございま  
す。そこで、これは証拠を見せなければ  
ならぬというので、時計屋を呼んで  
調査をさせました。ところが、小さい  
町の時計屋では、私にはわからないと  
言う。そこで、名古屋の専門の時計屋  
を呼んで調べてみましたが、時計  
は、どこにも悪いところはないと言  
う。もし時計が悪いというならば、商  
法五百二十六条によつて、ベンラスに  
賠償請求をやろうと思つて手ぐすねひ  
いておりましたところが、あにはから  
んや、流れてくる電気が悪いといふこ  
とがわかつた。そこで、ちょうど横井  
さんもいらつしゃったわけでございま  
さ

して、やはり名古屋の方でございますが、電気もやはり通産省の仕事でございます。低廉にして豊富かつ質のよい電気が流れることに御努力いただきと同時に世界と歩調をそろえて、せめてラジオ、テレビと同じように、交流で時計が動くようになります。それと同様に、経済的に非常に格安にいき、おかつ、経済的に非常に格安にいき、國民もまた非常に感謝する、こういうことに相なるわけでございますが、一つ大臣、これについての御所見を承わりたい。

口刊者  
大藏書印司

してもなかなか今度は毎月がふえてまいりますので、需用がそのままでおつてくれましたら、非常によくなつてきてくれるはずであります。しかし、おで、さらにそれを乗り越えてふやしていかなければならぬ、こういう困難な問題に突き当つております。しかし、さようなことを言つておるわけにも参りませんので、極力やりたいと思います。

○小平委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来る十八日午前十時十五分より開会する予定であります。これにて散会いたします。

午後一時三分散会